

「むつ市ユニバーサルデザイン推進プラン」 の策定について

むつ市まちづくり推進部都市計画課

2026.3月

1. バリアフリー・ユニバーサルデザイン化への推進が加速

国：共生社会への実現に向けバリアフリー法等の改正が実施しています。

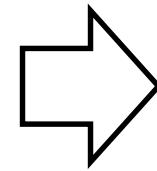
心のバリアフリーの推進、様々なガイドラインの発出しています。

バリアフリー法に基づく基本構想・マスタープラン制度が創出しています。

市：福祉系の計画に位置付けされ始めています。

2. むつ市の課題

- ・既存計画では具体性に乏しい。
- ・担当部署でバリアフリー化の実施にバラつきがある。
- ・トイレの改築、駐車場の整備等はバリアフリー基準での整備が必要だが認識が低い。
- ・市の広報、HPではバリアフリーに関する案内が少ない。
- ・多様性への対応を推進・向上する必要がある。
- ・全部署に関わりがあるが当事者意識が低い。



**心のバリアフリー
の推進強化が必要**

基本理念

「ユニバーサルデザインからはじめるまちづくり」

- ◆心のバリアフリーのもと、ユニバーサルデザインをベースに、すべての人が自由に活動できるまちづくりを推進することにより、ユニバーサル社会としたむつ市を目指します。

基本目標

SDGsの推進、ノーマライゼーション、ダイバーシティ、インクルージョンとして多様性に富み、いろいろな人々が暮らしやすいむつ市を目指すための基本目標

◎基本目標1 「いつでもユニバーサルデザインを考える」

- ◆障がい者だけでなく誰でもが利用するということを念頭に事業者、施設管理者が「ユニバーサルデザイン」について、常に考えることが大切です。そのため、計画段階やさまざまな取組において、ユニバーサルデザインを取り入れることとします。

◎基本目標2 「すべての人に優しいまちづくり」

- ◆快適で円滑な移動等が可能になる歩行環境や施設環境を形成するため、高齢者や障がい者等の日常的な利用が考えられる生活関連施設やその間の生活関連経路を中心として、ユニバーサルデザインを取り入れます。

◎基本目標3 「心のバリアフリーの推進」

- ◆高齢者や障がい者等が安心して暮らせるよう、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等に対する理解を深め、地域社会全体が相互に協力し合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。

項目別 ユニバーサルデザイン推進基本方針

◎市建築物

バリアフリー法の面積要件にかかわらず、「建築物移動等円滑化基準」を標準とし、ユニバーサルデザインとした建築物を目指します。

また、ユニバーサルデザインを強化する場合及び障がい者や高齢者が多数利用する建築物においては、むつ市が設置するものについて、「建築物移動等円滑化基準」よりさらに強化された「建築物移動等円滑化誘導基準」を採用し、ユニバーサルデザインの推進強化を図ります。

◎市道

道路移動等円滑化基準等を基に、道路のユニバーサルデザインを推進します。

また、点字ブロックについては、歩道を整備、改良する場合、公道との交差点部、横断歩道部に設置することとします。

◎市公園・広場

むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を標準とします。公園トイレを整備する場合は、子育て支援としておむつ交換台、子ども用椅子を備え、またオストメイトも備えた「ユニバーサルトイレ」を1カ所以上設置します。

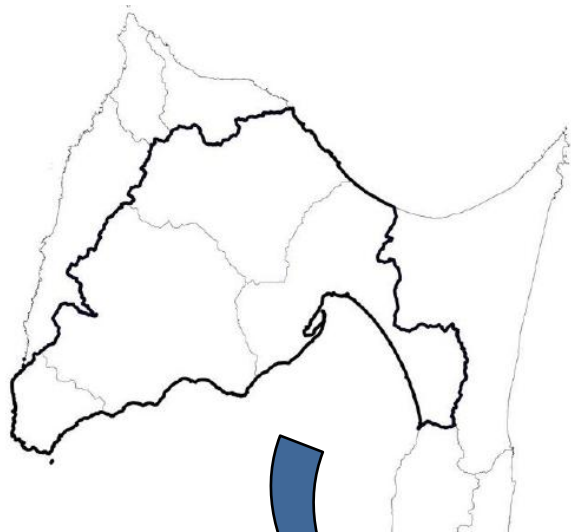
◎心のバリアフリーの活動

障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」への関心の向上、障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）の撤廃、自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーション力及び全ての人々が抱える困難や痛みを想像し共感する力の向上に向けた啓発活動を行います。

むつ市全域での
ユニバーサルデザインの推進

むつ市UDプラン

(バリアフリーマスタープランを含む)



バリアフリー法により移動等円滑化促進方針は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区において、面的・一体的なバリアフリー方針を市町村が示すもの

バリアフリーマスタープランが対象とする移動等円滑化促進地区

- ☆生活関連施設(旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設(2,000㎡以上)、学校等)が集積し、おおむね3以上が所在し、施設間の移動が徒歩で行われる地区
- ・むつ市立地適正化計画居住誘導区域(むつ地区、大畑地区)
 - ・むつ市立地適正化計画地域拠点地区(川内地区、脇野沢地区)
 - ・主要な観光地【釜臥山展望台、北の防人大湊、薬研、川内大滝広場、早掛沼公園、湯野川温泉郷】(ジオパークは自然を生かすため除く、展望台は整備)

移動等円滑化促進地区のバリアフリーの方針

☆歩道

- ◆セミフラット型を基本とし、やむを得ずマウンドアップ型とするときは、乗り入れ口が連続することによりアップダウンが激しい歩道とならないようにします
- ◆点字ブロックを線状に整備
- ◆歩道がない場合は、ゾーン30プラスや1車線化、啓発活動によりユニバーサルデザインを推進

☆建築物

- ◆市建築物は「建築物移動等円滑化基準」を標準とし、政策に応じて「移動等円滑化誘導基準」にて整備

1. 市ハード・ソフト事業のユニバーサルデザインの推進

- ・基本構想、基本計画、イベント企画の段階からユニバーサルデザインを採用します。

2. 市トイレのユニバーサルデザインの強化

- ・トイレは様々な方が使用されるということを念頭に選択肢を増やします。
- ・ユニバーサルトイレの整備、洋式を標準、手すり、子ども用シートの整備します。

3. 市駐車場のユニバーサルデザインの強化

- ・車椅子利用者用駐車施設を青色ペイントで統一、優先駐車区画を採用します。

4. 心のバリアフリーの取組推進

- ・シンボルマークの普及促進します。

5. ユニバーサルデザインのまちの整備

- ・「こどもまんなかまちづくり」を推進します。
 1. マタニティマークの活用
 2. こどもから見たユニバーサルデザインのまち（小学校の立地状況に合わせた楽しめる都市公園の整備）

6. ユニバーサルデザイン化率の進捗状況を確認

区分	業務内容	担当課
ソフト事業	ユニバーサルデザイン推進プランの策定・変更	まちづくり推進部都市計画課
	公共施設周辺を重点整備する際にバリアフリー基本構想の策定	まちづくり推進部都市計画課
	ユニバーサルデザイン化の進捗状況の確認	まちづくり推進部都市計画課
	心のバリアフリーの取組推進①（小・中学生と障害者との交流促進）	教育委員会学校教育課
	心のバリアフリーの取組推進②（障害者支援団体からの意見聴取）	健康福祉部障がい福祉課
	心のバリアフリーの取組推進③（子育て世代からの意見聴取）	こどもみらい部子育て支援課
	民間施設（特に商業施設）ユニバーサルデザイン化の啓発活動	商工観光部商工労政課
	移動困難者に考慮した防災計画の検討	総務部防災・安全課
	イベント実施の際にユニバーサルデザインに配慮した会場を設営	各イベントの所管課
	マタニティマークの活用促進	各施設の所管課
公共施設のユニバーサルデザイン化に向けた事業者との調整	政策推進部交通政策課	
ハード事業（建築物関連）	小・中学校を含む市建築物（特にトイレ）のユニバーサルデザインの強化	各施設の所管課
	車椅子利用者用の駐車施設の整備	各施設の所管課
	ユニバーサルデザイン対応への技術的助言	まちづくり推進部建築技術課
ハード事業（道路関係）	市道（特に歩道）のユニバーサルデザインの強化	まちづくり推進部土木維持課
	ユニバーサルデザイン対応への技術的助言	まちづくり推進部土木技術課
ハード事業（公園関係）	小学校の立地状況に合わせた楽しめる都市公園の整備	まちづくり推進部都市計画課